

禁煙を始めませんか？

当クリニックでは、健康の回復・保持のため、禁煙が重要であることは分かっていますが、どうしてもタバコをやめられない方のために、医師の指導・管理の下に経口剤（飲み薬）による**禁煙外来**を行っています。

《治療の対象となる方》

健康保険等が適用される「禁煙治療を受けるための要件」は下記の①～④を満たす必要があります。

- ① ニコチン依存症を診断するテスト（問診票）で5点以上の方
- ② 1日の平均喫煙本数×これまでの喫煙年数＝ 200 以上である方（35歳未満の方にはこの要件はありません。）
- ③ 直ちに禁煙を始めたいと思っている方
- ④ 禁煙治療を受けることに文書で同意している方



《費用》

保険が適用されますので、自己負担額は 20,000 円程度です。

（チャンピックス錠 12 週間分を含みます。）

※ 服用中、眩暈、傾眠、意識障害等の症状があらわれ、自動車の運転など危険を伴う機械操作が困難になる可能性があるとの報告もありますので、医師・薬剤師にご相談ください。

《診療日等》 毎週水曜日（午前） 内科 下川医師

《予約受付》 平日 午前 9 時から午後 5 時まで

電話番号 052-961-7012（予約専用）

☆予約の際、「禁煙外来受診」と申し出てください。

《共済組合補助事業》

令和3年4月19日付け所属通知またはフリー掲示板をご覧ください。

申込期限：令和3年6月11日（金）

初めて治療する組合員が、地方職員共済組合愛知県支部が実施する「禁煙外来補助事業」に申込み・決定し、治療に成功した場合に治療費の一部を助成する制度です。

地方職員共済組合愛知県支部

愛知三の丸クリニック